

事務連絡
令和2年5月29日

部落代表者の皆様

梶原町役場 環境整備課

災害報告について（依頼）

向暑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は、町土木行政に格段のご協力を賜っておりますことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、これからの時期台風や豪雨等に伴う災害が発生することが想定されます。これまでも区長・部落代表者会等を通じて部落代表の皆様にはお願いしご協力いただいていたところですが、今年度も同様に各部落内で発生した災害に関して部落代表の皆様で取りまとめいただき、役場環境整備課まで報告いただきますようお願いいたします。

なお、緊急を要するような災害が発生した場合には、先行して電話連絡をいただいたうえで部落内の災害箇所を取りまとめいただき、災害報告書の作成及び提出をお願いいたします。

【留意事項】

◆災害報告書には災害箇所の特定が可能となるよう、具体的な場所の記載をお願いします。（記入例を参考としてください。）

◆農地（田・畑）の災害の場合、被災を受けている農地の面積を概算で構いませんので記載ください。また、地権者・耕作者の氏名の記載もお願いします。

◆路線名が分からない場合、路線名は未記載で構いませんが、被災箇所の具体的な場所が把握できるように付近の目標物等を記載いただければ幸いです。

◆災害採択如何に関しては現地確認のうえ判断させていただきますので、報告いただいた箇所が全て災害復旧により対応出来ない場合がありますのでご承知おきください。

◆ご不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】

梶原町役場 環境整備課 建設係
☎0889-65-1251（環境整備課直通）

災害報告書

記入例

令和 年 月 日

部落コード No.

部落名 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇

印

番号	名称	工種	場所	延長(m)	高さ(m)	※概算金額	旧施工法	関係面積(m ²)	戸数	地権者等	備考
1	町道梶原野越線	山手崩壊	太郎川	10	5	千円				梶原太郎	〇〇宅より約100m梶原より
2	仲洞谷川	護岸崩壊	仲洞	20	3		石積み			梶原花子	〇〇宅前
3	田		下西の川	5	3		石積み+土羽	200m ²	1	下西 太郎	下西太郎宅前の田
4	水路		下西の川	5	3		土水路		3	下西 太郎 下西 花子 上西 一郎	〇〇宅より約100mしも
5											
6											
7											
8											

田災害の関係面積は、被災を受けた田の面積を記入

災害報告書

令和 年 月 日

部落コード No.

部落名

印

※記載しないでください。 代表者氏名

番号	名称	工種	場所	延長(m)	高さ(m)	※概算金額 千円	旧施工工法	関係面積(m ²)	戸数	地権者等	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

田災害の関係面積は、被災を受けた田の面積を記入

災害報告書

令和 年 月 日

部落コード No.

部落名

印

※記載しないでください。 代表者氏名

番号	名称	工種	場所	延長(m)	高さ(m)	※概算金額 千円	旧施工工法	関係面積(m ²)	戸数	地権者等	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

田災害の関係面積は、被災を受けた田の面積を記入

災害報告書

令和 年 月 日

No.

部落コード

印

※記載しないでください。

番号	名称	工種	場所	延長(m)	高さ(m)	※概算金額 千円	旧施工工法	関係面積(m ²)	戸数	地権者等	備考	
												代表者氏名
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

田災害の関係面積は、被災を受けた田の面積を記入

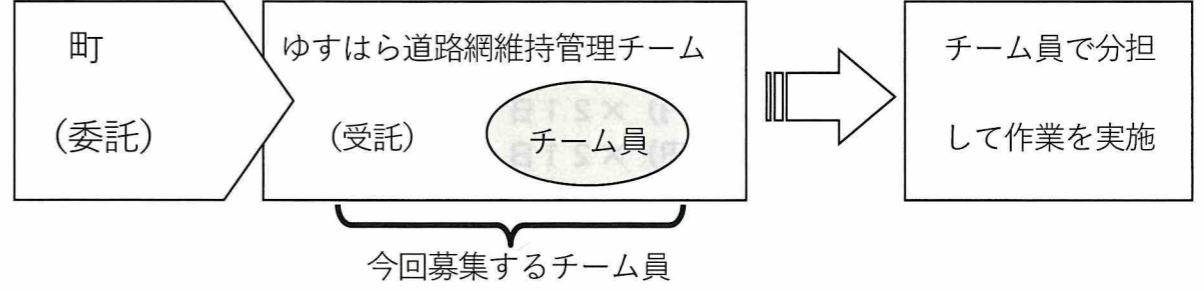
令和2年 ゆすはら道路網維持管理チーム (公共施設維持管理業務) チーム員募集

ゆすはら道路網維持管理チームは、町内道路網(国道・県道・町道等)の維持管理における清掃員を募集しています。
意欲ある方の応募をお待ちしています。

雇用形態

- ゆすはら道路網維持管理チームに所属し、他のチーム員と協力して町内道路網の維持管理業務を行う。

【イメージ図】



応募資格

- 現在失業中の方(令和2年7月1日以降、就業可能な方)
- 梶原町在住の方(採用後に梶原町に移住見込みの方も可)
- 普通自動車免許を所持している方(令和2年7月1日までに取得見込みの方も可)
【スコップ等の作業道具積載可能で、通勤(現地集合)に使用できる車両を用意できる方】
- 令和2年7月1日時点で満65歳未満の方

募集人数

- 1名

勤務地

- 梶原町全域の道路網(国道・県道・町道等)
- ※ 通勤手段(現地集合用の車両)は各自で用意してください。

業務内容

【 国道・県道・町道等の維持管理に関する業務全般 】

- 日常の道路パトロール ● 小動物死骸除去 ● 小規模な舗装修繕
- 草刈り ● 側溝清掃及び路面清掃
- 小規模な崩土除去 ● 書類作成事務（写真整理、報告書作成等） 等

※ 勤務地までは各自で用意した自家用車等で移動してください。また、作業に使用する器具等は、基本的に各自で準備してください。

勤務に関する諸条件

- 月曜日から金曜日までと、第1・3土曜日の1日8時間勤務。
※ 週40時間、月平均21日勤務とし、勤務日数と進捗状況によっては第1・3土曜日が休日となる場合もあります。また、日曜日、祝日、年末年始等は基本的に休日ですが、緊急点検や進捗状況によって出勤していただくこともあります。
- 給与体系（日給、燃料及び機械損料）… 月末締め、毎月10日に支払い
 - ・ 給与日額 8,300円
 - 9,300円（草刈り期間、年間を通じ4ヵ月程度）
 - ・ 燃料及び機械損料（日額） 550円

（参考） 月21日勤務した場合

通常期間（8,300円+550円）×21日 = 185,850円

草刈り期間（9,300円+550円）×21日 = 206,850円

- ※ 上記金額から保険等自己負担分を差し引き、支給します。
- 社会保険、労働保険に加入。
- 雇用期間 令和2年7月1日～令和3年3月31日まで

勤務に関する諸条件

- 書類及び面接選考により決定。面接の日程は、後日連絡します。
（令和2年6月26日～6月30日の間の1日を予定）

応募方法／募集締切

- 履歴書（顔写真必須）を持参または郵送してください。令和2年6月25日（木）必着です。

履歴書提出先、問合せ先

〒785-0695

梶原町梶原1444番地1
梶原町環境整備課 建設係

電話 0889-65-1251 まで

出店者

歴史のふるさと 太郎川公園

募 集 中



【募集内容】

物件	太郎川公園内 旧豚太郎店舗（面積39㎡）
使用料	月額 1万円
電気料	使用者が電力会社と契約
水道料	上水道料無料、下水道料負担あり
応募条件	①町内に住所を有する個人、事業者 ②町税等の滞納がないこと
出店条件	年間260日以上開店（土日祝・イベント時必須） *そのほか条件があります。
契約期間	3年間 *居抜き（現状の状態のまま）による貸し出しとなります。
申込期限	令和2年6月30日（平日 8:30～17:00受付） *応募内容を審査のうえ、決定いたします。
その他	「チャレンジ起業支援事業」の要件に合致した場合、支援が受けられます。

お申込み・お問い合わせは、梶原町役場産業振興課商工観光係へ
ゆすはら・夢・未来館1階 電話65-1250

【7月31日締切】農用地区域からの除外申出

今後、農地(畑・田)に住宅や納骨堂を建てる予定の皆様！
対象地が農振農用地区域でないか、ご確認ください！



農振農用地区域とは？

- 町が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地として指定した農地です。

農振農用地区域の除外とは？

- 農振農用地に指定されている農地の転用を計画される際には、転用許可申請の前に、**農振農用地からの除外手続きが必要**となります。
- 農振農用地に入っている農地は、「農業振興地域の整備に関する法律」により原則的に、**農用地以外に変更することはできません**。ただし、次の5つの要件すべてを満たす場合に限り、農地以外に変更できることがあります。

農振農用地区域除外要件

- ① 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
→ その土地でなければならない、代わりの土地がないなど、「どうしても仕方がない」理由があるか
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ④ 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。→ 農業用排水路の分断や排水阻害等が生じないこと。
- ⑤ 土地改良事業など施行区域内の土地にあつては、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

除外申出受付期間

- 農地転用予定地が農用地区域内にある人は除外の申請をしてください。
- 受付期間：**令和2年7月31日(金)まで**※除外の手続きは時間を要するため、**年2回程度の受付となっております**。
- 提出・問合せ先：**梶原町役場 産業振興課 農政係 (TEL: 65-1250)**

ご自身の土地が農振農用地か不明な場合は、
産業振興課までお気軽にお問合せください！



令和 2年 6月 10日

遊漁者のみなさんへ

梶原町長 吉田 尚人

建網漁による採捕許可申請について

四万十川流域の河川には、アユをはじめ様々な水産動植物が生息しており、これらの資源を保護する観点から水産動植物を採捕(魚釣り等)する際のルール(高知県内水面漁業調整規則等)が定められています。

梶原町では、ルールに基づいたうえで町内での資源の有効利用を図るため、県との協議を踏まえ、昨年より火光利用によるアユ建網漁について採捕許可をいただいておりますが、今年からはさらに、日中に行う建網漁の採捕許可についても県に申請することとしました。なお、申請については、実際に採捕を希望される方に限り行うこととします。

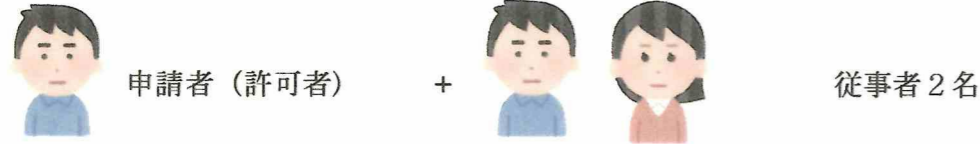
については、希望される方は下記の締め切りまでに産業振興課(ゆすはら・夢・未来館1階)へ申請してください。※申請書の用紙は、産業振興課にあります。

募集〆切 令和2年6月26日(金)

採捕期間 令和2年8月1日午前5時～令和2年12月31日

(申請者について)

①【火光利用アユ建網漁】



※夜間に行うのは危険であるため従事者は2名とする

②【日中に行う建網漁】



※1人でも可。但し、一緒に漁をすると想定される方を従事者とする

※①、②どちらか一方の申請でもかまいません。

※ 許可の上限を設ける可能性がありますので、希望者多数の場合、調整させていただきます。ご了承ください。

※ 昨年同様、採捕期間終了後、採捕数や写真の提出を必要とします。



《申請・問い合わせ》

梶原町役場 産業振興課
商工観光係 田尾、竹倉、中越
65-1250

農地を転用する場合には、手続きを！

- 農地を農地以外（住宅・駐車場・資材置場・墓・道路・山林など）にすることを「農地転用」といいます。
- 農地を転用する場合には、農地法の転用許可が必要です。
- 許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復等の命令がされたり、違反転用すると3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人においては1億円以下の罰金などの罰則の適用もあります。
- この許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

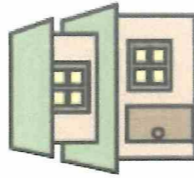
(農地法第64条)

【手続きのご相談・お問合せ】

梶原町役場産業振興課内
(夢未来館)
梶原町農業委員会事務局
(電話:65-1250)

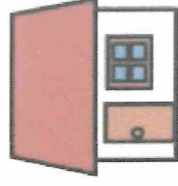


※自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっています。



梶原町公営住宅等の入居者募集について

公営住宅等の入居につきまして、下記のとおり希望者を募集いたします。



1. 募集する住宅の種類及び場所

No.	団地名	募集戸数	住所	規格	建設年度	共益費	家賃	
1	田野々第1住宅	1戸	田野々2665番地	木造2階建 延べ74.5㎡	H4年度	1,600円	公営住宅法に基づき、世帯所得により算定	
2	田野々第1住宅	1戸	田野々2665番地	木造2階建 延べ79.2㎡	H5年度	—		
3	田野々ふるさと1住宅	1戸	田野々2665番地	木造2階建 延べ79.2㎡	H5年度	—		
4	田野々第2住宅	1戸	田野々2633番地	木造2階建 延べ78.5㎡	H6年度	—		
5	松原住宅	1戸	松原570番地	木造2階建 延べ80.74㎡	H5年度	2,400円		
6	松原高齢者住宅	1戸	松原571番地	木造平屋 延べ39.7㎡	H11年度	700円		
7	下組高齢者合宿施設(2号、3号、4号)	3戸	下組202番地1	木造平屋 延べ39.7㎡	H12年度	700円		
8	大蔵谷第4住宅	1戸	大蔵谷1051番地2	木造平屋 延べ45.0㎡	H25年度	3,600円		
9	六丁旧教員住宅	1戸	六丁185番地	木造2階建 延べ65.80㎡	H8年度	—		
10	六丁旧保健師住宅	1戸	六丁185番地	木造2階建 延べ51㎡	S51年度	—		6,000円
11	南町住宅	2戸	梶原1357番地	鉄筋2階建 延べ64.5㎡	S60年度	1,000円		※

12	六丁医師住宅	1戸	六丁162番地1	木造2階建	延べ82.39㎡	H10年度	—	※
----	--------	----	----------	-------	----------	-------	---	---

2. 入居資格等

- (1) 現に、住宅に困窮していることが明らかなき者であること。
- (2) 入居しようとする世帯全員の**月收入が259,000円以下**であること。
 【※六丁旧保健師住宅は所得制限はありません。また、六丁医師住宅及び南町住宅に医師又は医療技術職の者が入居する場合、榊原町立国民健康保険榊原病院医師住宅等の設置及び管理に関する条例第5条に基づき、家賃月額を12,000円とします。】
- (3) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (4) 住民税の滞納がないこと。

3. 申込方法

役場・総務課にある「町営住宅入居申込書」によりお申し込みください。
 ※収入のある方全員の**所得証明**、**納税証明**の添付が必要です。

4. 申込期限

令和2年7月1日(水) 午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日は受付できません。)

5. 入居者の選考方法

榊原町営住宅管理条例に基づき、選考決定します。

※ 問合せ、申込先・・・榊原町役場総務課総務危機管理係 (電話 65-1111)